

「国道３１号呉駅交通ターミナル整備工事」
に係る契約者の選定経緯について

令和７年３月２４日

国土交通省中国地方整備局

1. 工事概要

(1) 発注者

国土交通省 中国地方整備局

(2) 工事名

令和6年度国道31号呉駅交通ターミナル整備1期工事

(3) 工事場所

広島県呉市西中央一丁目地内

(4) 工事内容

一般国道31号広島県呉市西中央1丁目地内における呉駅交通ターミナル整備の施工を行うものである。

工事延長 L=195m

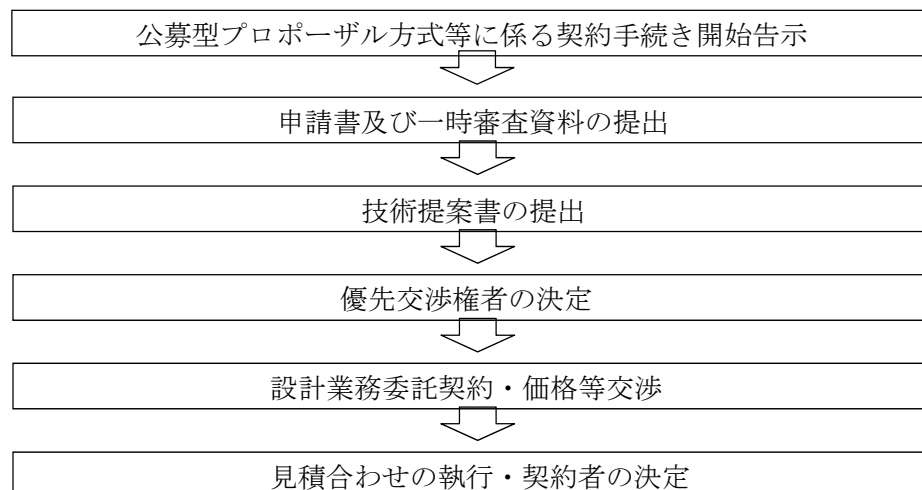
鋼橋上部（デッキ）	1式
橋梁下部（鋼製橋脚、場所打ち杭）	1式
道路改良（ターミナル）	1式
電気・機械設備（照明、EV等）	1式
建築工事（EV建屋）	1式

(5) 工期

契約締結日の翌日から令和9年5月31日まで

2. 経緯

(1) 契約書の流れ



(2) 契約書決定までの主な経緯

契約者決定までの主な経緯は表－１のとおりである。

表－１ 契約者決定までの主な経緯

日付	内容
令和４年１１月３０日	総合評価審査委員会（第１回）
令和４年１２月７日	入札・契約手続運営委員会（公示内容確認）
令和４年１２月２６日	契約手続開始の公示
令和４年１２月２６日 ～令和５年２月８日	申請書の提出期間
令和５年１月１８日	「技術提案・交渉方式」による工事発注に関する説明会
令和５年２月１５日	入札・契約手続運営委員会（技術提案提出要請者決定）
令和５年２月１６日	技術提案書の提出要請
令和５年２月１６日 ～令和５年３月１６日	技術提案書の提出期間
令和５年４月１０日 ～令和５年４月１２日	技術提案書提出者に対してのヒアリング
令和５年４月１９日	入札・契約手続運営委員会（ヒアリング・評価基準など）
令和５年４月２５日	総合評価審査委員会（第２回）
令和５年５月１０日	技術提案書提出者に対しての技術対話
令和５年５月１７日	入札・契約手続運営委員会（技術提案書の改善通知の審議）
令和５年５月１８日	技術提案書の改善通知
令和５年５月１８日 ～令和５年５月３１日	改善技術提案書の提出期間
令和５年６月１日	入札・契約手続運営委員会（技術提案書の評価など）
令和５年６月６日	総合評価審査委員会（第３回）
令和５年６月７日	入札・契約手続運営委員会（優先交渉権者選定通知及び交渉権者選定通知について）
令和５年６月８日	優先交渉権者選定通知
令和５年６月２９日	基本協定締結、設計業務委託契約
令和６年１２月１９日 ～令和７年２月１２日	価格等交渉（４回）
令和７年２月２０日	総合評価審査委員会（第４回）
令和７年３月４日	入札・契約手続運営委員会（随契理由書の審議）
令和７年３月１４日	特定通知
令和７年３月１７日	見積合わせ
令和７年３月２４日	工事請負契約締結

(3) 工事実施者の選定方式

本工事は、国道31号呉駅交通ターミナル整備の施工を行うものであり、施工者独自の高度な工法等の活用が必要であるため、設計段階から施工者独自のノウハウを取り入れる発注方式（技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ））を採用することとした。本方式は、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と技術協力（設計）業務の契約を締結し、別の契約に基づき実施している設計に技術提案内容を反映させ、目標工期、工事額を算定した上で、価格等交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結するものである。

(4) 工事実施者の選定体制

技術提案等の審査・評価は、中国地方整備局 総合評価審査委員会の入札契約手続運営委員会に諮ったうえで決定した。また、中立かつ公正な審査・評価の確保を図るため、学識経験者で構成する「中国地方整備局 総合評価審査委員会」（以下、「総合評価審査委員会」という。）を設置した。総合評価審査委員会は、下記の学識経験者第1回4名、第2回以降5名で構成し、公示前、技術対話前、技術審査段階、価格等交渉段階の4段階において意見聴取を行った。

表－2 総合評価審査委員会の委員（第1回）

氏名	所属
神田 佑亮	呉工業高等専門学校 教授
井上 卓也	広島大学大学院 准教授
川村 芳宏	一般社団法人中国経済連合会 部長
堀口 至	呉工業高等専門学校 教授

総合評価審査委員会の委員（第2回、第3回）

氏名	所属
神田 佑亮	呉工業高等専門学校 教授
井上 卓也	広島大学大学院 准教授
川村 芳宏	一般社団法人中国経済連合会 部長
藤井 堅	広島大学
堀口 至	呉工業高等専門学校 教授

総合評価審査委員会の委員（第4回）

氏名	所属
神田 佑亮	呉工業高等専門学校 教授
金田一 智規	広島大学大学院 教授
川村 芳宏	一般社団法人中国経済連合会 部長
藤井 堅	広島大学
三村 陽一	呉工業高等専門学校 准教授

3. 競争参加資格確認等

(1) 競争参加資格確認

競争参加資格確認は、競争参加者としての適正な資格と必要な実績を有するかを審査するものである。段階選抜は、競争参加資格が確認されたものに対して配置予定技術者の能力、企業の施工実績、事故及び不誠実な行為に対する評価により技術提案を要請する者を選抜するために実施するものである。

(2) 審査結果

令和5年2月8日までに4者の応募があった。4者から提出された競争参加資格確認申請書について資格審査を行った結果、いずれの者も競争参加資格を満たしていた。競争参加資格を有する4者に対し令和5年2月16日付で技術提案書の提出要請を通知した。

4. 技術提案審査

(1) 技術提案審査の概要

技術提案項目の設定にあたっては、設計・工事・維持管理の観点から下記の2項目3テーマの提案を求めるものである。

- 1) 業務目的、現地条件、与条件の内容理解度
- 2) 主たる事業課題に関する提案
 1. バスタプロジェクトとしての呉駅交通ターミナルを設計する上での留意点
 2. 民間事業者（呉市）等との施工等に関わる事業調整における留意点
 3. バスターミナル完成後の維持管理の検討における留意点

技術提案は、申請書が提出された4者に対して技術提案を評価し、設計業務を行う優先交渉権者及び次順位交渉権者の決定を行った。

技術提案の評価は、各者40分間のヒアリングを実施し技術提案内容の確認を行ったうえで、上述の提案項目に関する提案内容を審査することを行った。

なお、公示後、説明書に対する質問期間（令和4年12月27日～令和5年2月1日）、技術提案書の作成に関する質問期間（令和5年2月16日～令和5年3月6日）に、31件の質問を受領・回答している。

(2) 審査結果

審査にあたっての評価基準及び配点は表－3、審査結果は表－4のとおりである。

表－３ 技術提案項目と評価基準及び配点

呉駅交通ターミナル整備事業は「呉駅周辺総合開発基本計画」を踏まえ策定した「国道３１号等呉駅交通ターミナル整備事業計画」を基に、「交通ターミナル」「デッキ」「次世代モビリティ」「防災拠点」の４つの主要機能を持ち、道・港・駅・まちが一体となる次世代型総合交通拠点の実現を目指している。交通拠点整備については、無人自動運転車、シェアリングモビリティ、Maas 等の最新の技術を活用しながら新たな交通拠点を整備し、道路ネットワークの強化を図るために「交通拠点の機能強化に関する計画ガイドライン」が策定されている。また、道路政策への新しいニーズへの対応として「歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）」を創設し歩行者の利便増進を図り、賑わいのある道路空間の構築し、歩行空間の魅力向上を推進している。本業務はこのような関連計画や新たな道路政策へのニーズを十分に踏まえる必要があるほか、次世代モビリティの実装を見据えた社会動向や次世代モビリティの開発動向などを考慮し、複合施設と連携した次世代型総合交通拠点となるよう設計を行うことが必要である。

評価項目		評価基準		配点
技術提案	理解度（目的、条件、課題）	業務目的、現地条件、と条件の内容理解度について、以下である場合に優位に評価する。 業務目的、現地条件、と条件に対して、適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するに当たって理解度が高い場合。		10点 ※5段階評価とする (10) (8) (6) (4) (0)
		的確性	バスタプロジェクトとしての呉駅交通ターミナルを設計する上での留意点について、以下である場合に優位に評価する。 ・工学の知見に基づく有効な提案がある場合に優位に評価する。 ・関連施策など十分に踏まえ、最新の知見を踏まえた有効な提案がされている場合。 ・提案の適用上の課題が記載され、具体的な対応策がある場合。	10点 ※5段階評価とする (10) (8) (6) (4) (0)
		実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案内容に説得力がある場合。 ・提案された内容について、実施事例、類似事例の記載がある。提案に具体的な裏付けがあり、実現性が高い場合。	10点 ※5段階評価とする (10) (8) (6) (4) (0)
	①バスタプロジェクトとしての呉駅交通ターミナルを設計する上での留意点	独創性	独創性について、以下である場合に評価する。 ・工学の知見に基づく有効な提案がある場合に優位に評価する。 ・周辺分野、異分野技術を採用した有用な提案がある場合に優位に評価する。 ・新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。 ・工学の知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。	10点 ※5段階評価とする (10) (8) (6) (4) (0)
		的確性	呉駅周辺利用者や民間事業者（呉市）等に関わる事業調整における留意点について、以下である場合に優位に評価する。 ・呉駅周辺利用者や民間事業者（呉市）等に関わる調整事項・手法などが十分に踏まえられた有効な提案がされている場合。 ・提案の適用上の課題が記載され、具体的な対応策がある場合。	10点 ※5段階評価とする (10) (8) (6) (4) (0)
		実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案内容に説得力がある場合。 ・提案された内容について、実施事例、類似事例の記載がある。提案に具体的な裏付けがあり、実現性が高い場合。	10点 ※5段階評価とする (10) (8) (6) (4) (0)
	②呉駅周辺利用者や民間事業者（呉市）等に関わる事業調整における留意点	独創性	独創性について、以下である場合に評価する。 ・最新の知見に基づく新しい提案・前例のない提案など有効な場合に優位に評価する。 ・周辺分野、異分野技術を採用した有用な調整方法・施工方法など提案がある場合に優位に評価する。 ・新技術など活用した調整方法・施工方法など採用した提案がある場合に優位に評価する。	10点 ※5段階評価とする (10) (8) (6) (4) (0)
		的確性	バスターミナル完成後の維持管理の検討における留意点について、以下である場合に優位に評価する。 ・極力維持管理費が抑えられるような構造への配慮や、管理運営が可能となるため有効な提案がされている場合。 ・提案の適用上の課題が記載され、具体的な対応策がある場合。	10点 ※5段階評価とする (10) (8) (6) (4) (0)
		実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案内容に説得力がある場合。 ・提案された内容について、実施事例、類似事例の記載がある。提案に具体的な裏付けがあり、実現性が高い場合。	10点 ※5段階評価とする (10) (8) (6) (4) (0)
	③バスターミナル完成後の維持管理の検討における留意点	独創性	独創性について、以下である場合に評価する。 ・最新の知見に基づく新しい提案・前例のない提案など有効な場合に優位に評価する。 ・周辺分野、異分野技術を採用した有用な維持管理方法など提案がある場合に優位に評価する。 ・新技術など活用した維持管理方法など採用した提案がある場合に優位に評価する。	10点 ※5段階評価とする (10) (8) (6) (4) (0)
		合	計	100点

本建設工事においては、呉駅周辺が通勤・通学等を目的に様々な交通モード（JR、バス、タクシー、港等）で利用されていることから、交通ターミナル機能を維持しながら利用者の安全に配慮すること、及び工事の影響を極力抑えるための工期短縮などを踏まえた設計を行うことが必要となる。また、呉市の呉駅周辺地域総合開発（第１期）事業における民間再開発の複合施設が施工予定であることから、交通事業者や呉駅周辺地域総合開発（第１期）事業における民間事業者（以下「民間事業者（呉市）」という。）との密接な事業調整・連携が必要である。

国道３１号呉駅交通ターミナルは効率のかつ効果的で良好な公共サービスを実現するためにコンセッション（公共施設等運営権）制度等の民間の活力・創意工夫の活用やより魅力的な空間活用のためのほこみち制度などを活用した効率的・効果的な管理・運営の検討が必要となる。

※構造については、設計配慮観点の「交通ターミナル」「デッキ」「次世代モビリティ」「防災拠点」の４つの主要機能及び「賑わいのある道路空間」のうち構造的かつ機能的観点から４点に着目して、評価

→ 構造的観点「交通ターミナル」「デッキ」、機能的観点「防災拠点」「賑わいのある道路空間」

表－４ 審査結果

評 価 項 目	配 点	A 社	B 社	C 社	D 社
業務目的、現地条件、与条件の内容理解度	10 点	10 点	10 点	10 点	10 点
①バスタプロジェクトとしての呉駅交通ターミナルを設計する上での留意点	30 点	16 点	16 点	26 点	16 点
②呉駅周辺利用者や民間事業者（呉市）等に関わる事業調整における留意点	30 点	20 点	20 点	16 点	16 点
③バスターミナル完成後の維持管理の検討における留意点	30 点	12 点	18 点	22 点	18 点
合 計 点	100 点	58 点	64 点	74 点	60 点
〔交渉権優先順位〕		〔 4 〕	〔 2 〕	〔 1 〕	〔 3 〕

審査の結果、C社は技術提案テーマにおいて優れており、合計点で他社より優位であった。
よって、公示及び説明書の規定に基づき、C社を優先交渉権者とした。なお、各者の個別技術提案項目評価については、次に示す。

5. 個別評価

競争参加者の技術提案に関する個別評価を表-5に示す。各評価項目の考え方は以下のとおりである。

(1) 業務目的、現地条件、与条件の内容理解度

- ◎：業務目的、現地条件、与条件に対して、適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって理解度が高い記載がある。
- ：業務目的、現地条件、与条件に対して、整理され、本業務を遂行するにあたって理解度が高い記載がある。
- △：業務目的、現地条件、与条件について、一般的な記載がある。

(2) 主たる事業課題に関する提案

①バスタプロジェクトとしての呉駅交通ターミナルを設計する上での留意点

1) 的確性

- ◎：呉駅交通ターミナルを設計する上で、有効かつ適切な提案の記載がある。
- ：呉駅交通ターミナルを設計する上で、有効な提案の記載がある。
- △：呉駅交通ターミナルを設計する上で、一般的な提案の記載がある。

2) 実現性

- ◎：提案内容に説得力があり、実施事例など具体的な裏付けがある。
- ：提案内容に説得力があり、実施事例など一般的な裏付けがある。
- △：提案内容に対し、一般的な裏付けがある。

3) 独創性

◎：提案内容に説得力があり、新たな技術や手法の提案であり具体的な裏付けがある。

○：提案内容に説得力があり、新たな技術や手法の提案であり一般的な裏付けがある。

△：提案内容に対し、一般的な裏付けがある。

②民間事業者（呉市）等との施工等に関わる事業調整における留意点

1) 的確性

◎：呉駅周辺利用者や民間事業者（呉市）等に関わる事業調整する上で、有効かつ適切な提案の記載がある。

○：呉駅周辺利用者や民間事業者（呉市）等に関わる事業調整する上で、有効な提案の記載がある。

△：呉駅周辺利用者や民間事業者（呉市）等に関わる事業調整する上で、一般的な提案の記載がある。

2) 実現性

◎：提案内容に説得力があり、実施事例など具体的な裏付けがある。

○：提案内容に説得力があり、実施事例など一般的な裏付けがある。

△：提案内容に対し、一般的な裏付けがある。

3) 独創性

◎：提案内容に説得力があり、新たな技術や手法の提案であり具体的な裏付けがある。

○：提案内容に説得力があり、新たな技術や手法の提案であり一般的な裏付けがある。

△：提案内容に対し、一般的な裏付けがある。

③バスターミナル完成後の維持管理の検討における留意点

1) 的確性

◎：完成後の維持管理の検討する上で、有効かつ適切な提案の記載がある。

○：完成後の維持管理の検討する上で、有効な提案の記載がある。

△：完成後の維持管理の検討する上で、一般的な提案の記載がある。

2) 実現性

◎：提案内容に説得力があり、実施事例など具体的な裏付けがある。

○：提案内容に説得力があり、実施事例など一般的な裏付けがある。

△：提案内容に対し、一般的な裏付けがある。

3) 独創性

◎：提案内容に説得力があり、新たな技術や手法の提案であり具体的な裏付けがある。

○：提案内容に説得力があり、新たな技術や手法の提案であり一般的な裏付けがある。

△：提案内容に対し、一般的な裏付けがある。

表－５ 審査結果

評価項目			A社	B社	C社	D社
技術協力業務に関する提案		理解度	◎	◎	◎	◎
主たる事業課題に関する提案	提案① バスタプロジェクトとしての呉駅交通ターミナルを設計する上での留意点	的確性	○	○	◎	◎
		実現性	○	○	◎	○
		独創性	△	△	○	△
	提案② 呉駅周辺利用者や民間事業者（呉市）等に関わる事業調整における留意点	的確性	◎	○	○	◎
		実現性	◎	○	○	○
		独創性	△	○	△	△
	提案③ バスターミナル完成後の維持管理の検討における留意点	的確性	○	◎	○	◎
		実現性	○	○	○	○
		独創性	△	△	○	△

6. 技術対話

（１）技術提案書の受領

技術提案について、技術協力業務に関する提案及び主たる事業課題に関する提案の評価項目は以下のとおりとした。

○技術協力業務に関する提案

業務目的、現地条件、与条件の内容理解度

○主たる事業課題に関する提案

提案①：バスタプロジェクトとしての呉駅交通ターミナルを設計する上での留意点

提案②：呉駅周辺利用者や民間事業者（呉市）等に関わる事業調整における留意点

提案③：バスターミナル完成後の維持管理の検討における留意点

技術提案書は、技術提案書提出要請を行った４者から受領した。技術提案書の提出があった４者のうち２者に対して技術対話を行い、技術提案内容及び前提条件、適用条件、検証内容等の確認を行った。技術対話を通じて、発注者から技術提案の改善を求め、競争参加者に提案を改善する機会を設け、令和５年５月３１日に改善された最終技術提案書を２者から受領した。

（２）技術対話の概要

○技術提案の内容及び前提条件、適用条件、検証内容等について確認及び質問

- ・ヒアリング時に発注者から質問した内容の補強
- ・発注者からの改善を求めた技術提案内容は以下のとおり。

- 金額修正及び、金額修正に伴う技術提案書の修正
図やレイアウトなど
- ・提案者からの改善提案内容は以下のとおり
 - 設計：既設交通ターミナルへの影響を踏まえた文言への修正
ほこみち関係キーワードの追加
 - 管理：コンセプションキーワードの追加
点検口・検査路及び換気孔、採光窓のキーワードの追記

※新たな提案では無くキーワードなどの改善であるため、技術対話の内容に限り、改善要請通知を行う。

7. 価格等交渉

(1) 実施方法

発注者及び優先交渉権者で設計業務委託契約を締結するにあたり、設計業務完了後の工事の契約に向けた価格等交渉に関する基本協定を令和5年6月29日に締結した。

(2) 経過

基本協定書に基づき、4回の価格等交渉を実施した。主な経過は以下の通りである。

【第1回】令和6年12月19日

- ・今後の契約に至る価格等交渉の範囲、手続きの確認
- ・優先交渉権者の技術提案に基づき、施工方法、積算条件等の確認

【第2回】令和7年1月16日

- ・施工条件・構造・施工方法、工程の確認
- ・工事費内訳書の確認

【第3回】令和7年1月28日

- ・施工条件・構造・施工方法の確認
- ・工事費内訳書の確認

【第4回】令和7年2月12日

- ・工事費内訳書の確認

上記4回の価格等交渉を踏まえ、発注者において優先交渉権者の価格の妥当性を確認したことから、令和7年2月20日、総合評価審査委員会（第4回）に価格等交渉の結果について報告し、価格等交渉の結果及び交渉成立の妥当性が確認された。

【第5回】令和7年2月26日

- ・見積合わせで使用する適用単価年月の確認（令和7年3月単価を適用）

【第6回】令和7年3月12日

- ・工事費内訳書の確認

適用単価年月を令和7年3月とした場合においても積算に大きな開きがなく、改めて価格の妥当性を確認した。

(3) 価格の妥当性の検証について

優先交渉権者から提出された工種毎における見積額の妥当性の検証については、以下のとおり行い、見積り条件やヒアリング等により確認した。

- ① 歩掛については、原則、標準歩掛を使用し、優先交渉権者独自のものは優先交渉権者の見積りを採用し、優先交渉権者との価格等交渉及びこれまでの類似実績等を参考に妥当性を確認した。
- ② 設計単価（労務単価、資材単価、機械経費）については、原則、中国地方整備局の統一単価及び市場単価、特殊な材料については特別調査単価を使用し、市場性のない資材単価及び機械経費については原則3社見積りを徴収した上、優先交渉権者との価格等交渉及びこれまでの類似実績等を参考に妥当性を確認した。

また、総価および令和9年5月までに実施する工事内容において、当初発注者が公告時に設定した参考額に加え、発注者が必要と認め増額した額と優先交渉権者の見積額について著しく乖離がないことを確認した。

（発注者事業規模） 約150億円 うち、1期工事部分 約77億円

（1期工事契約予定額） 約 77億円

(4) 分割発注について

本工事は、技術提案の内容を反映した設計に基づき工事を行うものであり、技術提案者である清水建設株式会社が工事の実施が可能な唯一のものである。

なお、関係者協議及び詳細設計の内容を踏まえて工事工程等を再検討した結果、全体工期が5年を越えることが判明したことから、工事を1期工事及び2期工事の二つに分割し、総工事費及び1期工事の工事費について、優先交渉権者と価格等交渉を行い、令和7年2月12日に価格等交渉を妥結した。

2期工事発注時には改めて優先交渉権者と価格等交渉を行うこととしている。

(5) その他

価格等交渉の過程で決定した施工条件等については、現場説明書追加事項及び工事特記仕様書に記載し契約に反映させた。

(6) 見積合わせ

実施日時 令和7年3月17日

8. 契約相手方の決定

- (1) 工 事 名 令和6年度国道31号呉駅交通ターミナル整備1期工事
- (2) 契 約 者 清水建設株式会社
- (3) 工 事 場 所 広島県呉市西中央一丁目地内
- (4) 契約締結日 令和7年3月24日
- (5) 契 約 金 額 予定価格 7,694,797,000円（消費税及び地方消費税を含む）
契約金額 7,694,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

9. 技術提案・交渉方式に係る審査委員会の経緯

本工事の契約手続にあたっては、中立かつ公正な審査を行うため、学識経験者等で構成する審査委員会設置を設置し全4回の意見聴取を行った。

各委員会の開催日時及び各委員会における確認事項は以下のとおり。

【第1回審査委員会】

開催日時：令和4年11月30日（水）16：30～

場 所：中国地方整備局 広島国道事務所 5階大会議室

確認事項：委員会において、確認された事項は以下のとおり

○工事発注方式の検討・評価基準の確認

【第2回審査委員会】

開催日時：令和5年4月25日（水）15：30～

場 所：中国地方整備局 広島国道事務所 5階大会議室

確認事項：委員会において、確認された事項は以下のとおり

○技術提案内容と技術対話での確認項目

【第3回審査委員会】

開催日時：令和5年6月6日（火）14：00～

場 所：中国地方整備局 広島国道事務所 5階大会議室

確認事項：委員会において、確認された事項は以下のとおり

○最終技術提案内容

○技術審査及び技術評価結果の妥当性

【第4回審査委員会】

開催日時：令和7年2月20日（木）17：00～

場 所：中国地方整備局 広島国道事務所 5階大会議室

確認事項：委員会において、確認された事項は以下のとおり

○価格等交渉の合意内容について（合意した見積条件、工事費等の妥当性）

○交渉成立・不成立（交渉を成立又は不成立とすることの妥当性）

○予定価各区（算定の考え方の妥当性）

以上